

SPCへ譲渡した金融資産のオフバランス処理に関する規定の明確化

2026年6月2日、ASBJより改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等が公表され、SPCへ譲渡した金融資産のオフバランス処理に関する規定が明確化されました。

オフバランス

特別目的会社

借入金



News

- 特別目的会社（SPC）を活用して債権等の金融資産を流動化する場合、オフバランス処理の要否を検討する際に譲受人とみなされる範囲について改正が行われました。
- これまではSPCの借入資金の提供者である融資者も譲受人とみなせるのかが不明確といわれていましたが、改正により融資者も譲受人とみなすことが明確になりました。



Background

SPCを活用して金融資産を流動化する取引は広く行われていますが、SPCが借入金で資金調達をしている場合、会計基準の解釈によっては金融資産のオフバランス処理が否定されてしまう可能性があります。本改正では、この解釈上の問題を解消し、SPCが借入金で資金調達を行ったことを理由にオフバランス処理が否定されることがなくなりました。

そのため、本改正前にオフバランスが認められなかった金融資産の譲渡のスキームであっても、改正後はオフバランスと判断される可能性があります。



Insight

本改正によって金融資産の流動化のスキームに活用されるSPCの発行する社債・有価証券・受益権等の証券の保有者だけではなく、SPCの借入金の融資者も譲受人として、会計基準の消滅の認識の検討がなされることが明確化されています。

改正後は、金融資産の流動化におけるSPCの資金調達方法に変更が生じることも考えられます。

ASBJは2026年6月2日に以下の改正企業会計基準及び改正移管指針（以下を合わせて「本改正会計基準等」という。）を公表をしました。

- 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
（以下「金融商品会計基準」という。）
- 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」
（以下「金融商品実務指針」という。）
- 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」
（以下「連結会計基準」という。）

1. 本改正会計基準等公表の経緯

債権等の金融資産を特別目的会社（以下「SPC」という。）へ譲渡することにより行われる流動化の多くは、資金調達に加え、金融資産の会計上の消滅の認識（オフバランス処理）によるROA等の財務指標改善を目的として行われます。

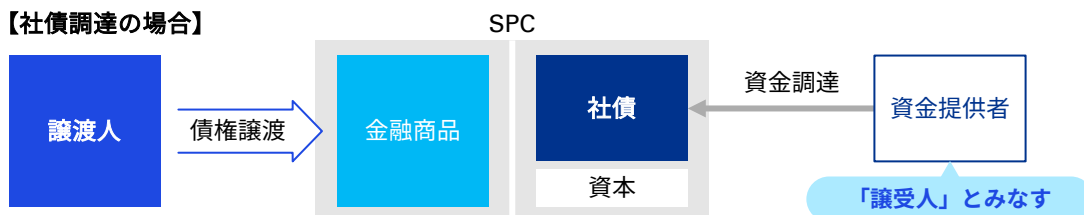
金融資産のオフバランス処理を行う要件の1つに「譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受できること」が設けられています（金融商品会計基準第9項）。当該要件を検討するにあたり、契約上の譲受人が一定の要件を満たすSPCである場合には、「譲受人」をSPCとするのではなくSPCに資金提供を行っている者を「譲受人」とみなして検討を行います。

改正前の金融商品会計基準では、この「譲受人」とみなす対象を「SPCが発行する証券の保有者」としています。ここでいう「SPCが発行する証券の保有者」とは、SPCが発行した信託の受益権、組合の出資金、株式、会社の出資金、社債、劣後債等の証券を保有している「投資者」のみを指すのか、あるいはSPCの借入金の「融資者」も含むのかが明らかではありませんでした。その結果、SPCが社債等により資金調達を行う場合にはオフバランス処理となる一方で、借入金により資金調達を行うとオフバランス処理とはならない可能性があり、譲渡された金融資産の契約から生じる利益を得ているという点では「投資者」と「融資者」は同様であるにもかかわらず、会計処理が異なり得るという実務上の課題があると考えられていました。

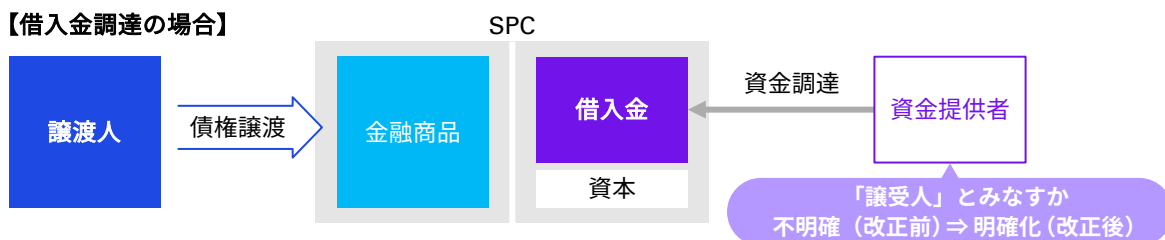
こうした状況を踏まえ、全国銀行協会からのテーマ提案を契機として、今回の改正の検討が行われました。

図：SPCを活用した流動化の「譲受人」の範囲

【社債調達の場合】



【借入金調達の場合】



あずさ監査法人作成

2. 本改正会計基準等の概要

金融資産のオフバランスの要件の1つである「譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受できること」（金融商品会計基準第9項）を判断するにあたり、実際の譲受人が一定の要件を満たすSPC*である場合には、「譲受人」としてみなす対象を「SPCが発行する証券の保有者」から「SPCに対する投資者又は融資者（以下「SPCに対する投資者等」という。）」へと変更する改正が行われました。当該改正により、SPCが発行する証券への投資者に加え、借入金の融資者も「譲受人」とみなして、オフバランスの要件の検討を行うことが明確になりました（金融商品会計基準（注4））。

改正前の金融商品会計基準において「SPCが発行する証券の保有者」を譲受人とみなしてオフバランスの要件の契約上の権利の享受の可否の判断を行うとしている趣旨は、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるか否かの評価を求める点にあると考えられ、これを踏まえると証券への「投資者」と借入金の「融資者」とで取扱いを異にする理由がないことから本改正が行われました（金融商品会計基準第58-3項）。

改正議論の中では、両者の法的形式や流通性の違いへの言及はあったものの、金融資産のキャッシュ・フローやリスクという経済的な観点からは両者で会計処理を異にする理由がないと考えられました。

*一定の要件を満たすSPC：適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該SPCに対する投資者等に享受させることを目的として設立されているSPC

本改正によって、SPCが社債等の証券を発行して資金調達している場合と借入金で資金調達している場合とで金融資産のオフバランスの判断が異なり得るという実務上の問題は解消されたものと考えられます。

これにより、金融資産の流動化取引において採用されるスキームの選択肢が広がることが想定されます。また、本改正前にオンバランス処理されていた流動化取引と同様のスキームであっても、改正後にはオフバランス処理となるケースが生じる可能性があります。

また、上記の金融商品会計基準の改正に併せて、以下の改正も行われています。

■ 譲渡人からの譲渡がなかったものとする取扱い

一定の場合には、譲渡人が譲渡金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取るようになるため譲渡がなかったものとする取扱いが規定されています。その場合として、改正前は「譲渡人がSPCの発行する証券等を保有する場合」とされていましたが、「譲渡人がSPCに対する投資者等になる場合」へ改正が行われています（金融商品実務指針第40項、第254-2項）。

なお、SPCが「事業目的を遂行する上でキャッシュ・フローを調整するための借入（例えば、証券を売完するまでの借入れ、またはSPCに対する投資者等への配当、利払い及び償還等のための借入れ）」に対する融資者は一時的な資金提供者であり、譲渡金融資産のキャッシュ・フローを実質的に受け取らないため、いわゆるつなぎ融資の場合は「SPCに対する投資者等」には該当しないとされています（金融商品会計基準第58-3項、金融商品実務指針第254-3項）。

■ 子会社に該当しないと推定するSPCの定義

子会社判定において、一定のSPCは資産を譲渡した企業から独立しているため当該企業の子会社に該当しないものと推定されます。ここでの一定のSPCの定義においても、SPCからの収益を享受するのが「投資者」であるか「融資者」であるかによって異なる扱いにならないように、SPCが発行する証券の所有者に「資産の流動化に関する法律」第2条第12項に規定する特定借入れに係る債権者を含む旨が追加されています（連結会計基準第7-2項、第49-8項）。

3. 適用時期及び経過措置

本改正会計基準等は2027年4月1日以後開始する年度の期首以後に実施される金融資産の譲渡から適用されます。2026年4月1日以後開始する年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から早期適用も可能です（金融商品会計基準第41項(7)(8)、金融商品実務指針第195-21項、連結会計基準第44-7項）。

本改正適用前に実施されていた金融資産の譲渡についての遡及処理は求められません（金融商品会計基準第44-3項、金融商品実務指針第196-2項、連結会計基準第44-7項）。なお、適用後の会計処理が従来の会計処理と異なることとなる場合には、適用初年度において会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱います（金融商品会計基準第44-3項）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public